

ずっとこのまちで
自分らしく

平成20年度改訂版

介護保険 ガイドブック



鳥栖地区広域市町村圏組合

介護保険のしくみ

サービスの利用のしかた

サービスの種類

利用者負担の支払い

介護予防事業

介護保険料

事業所一覧

お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

要介護・要支援認定に関すること……認定係

保険料に関すること……………業務係

給付に関すること……………給付係

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

☎0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

ホームページアドレス：<http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

鳥栖地区介護支援専門員協議会
鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会
鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会

合同ホームページアドレス

<http://www.tosukaigo.com/>

R100

PRINTED WITH
SOY INK

この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の
再生紙及び大豆インキを使用しています

G15-108CTP

禁無断転載 © 東京法規出版

はじめに

介護保険制度では、利用者・家族の希望や心身の状況に合わせ、受けたいサービスの種類や事業者を選ぶことができるようになっていきます。

この冊子は介護保険制度の内容・介護保険の利用方法および介護サービスの内容等を紹介していますので、介護サービスを利用する際にご活用ください。

鳥栖地区広域市町村圏組合は下図のように1市3町で構成されています。



目 次

もくじ

介護保険のしくみ

介護保険はみんなで支えあう制度です 2

サービスの利用のしかた

介護保険のサービスをご利用の際は、まず要介護（要支援）認定の申請から 4

- 要介護（要支援）認定の申請 6
- 訪問調査と審査 8
- 認定結果の通知 10
- ケアプランを作成します 12

サービスの種類

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ● 通所介護 14 | ● 福祉用具貸与 22 |
| ● 通所リハビリテーション 15 | ● 特定福祉用具販売 23 |
| ● 訪問介護 16 | ● 住宅改修費支給 24 |
| ● 訪問入浴介護 18 | ● ショートステイ 26 |
| ● 訪問リハビリテーション 19 | ● 特定施設入居者生活介護 28 |
| ● 訪問看護 20 | ● 施設サービス 29 |
| ● 居宅療養管理指導 21 | ● 地域密着型サービス 30 |

利用者負担の支払い

介護サービスを利用したときには費用の1割を支払います 32

- サービスを利用した場合の自己負担 32
- 高額医療・高額介護合算制度とは？ 33

介護予防事業

地域支援事業による介護予防事業のご案内 36

- 介護予防事業の流れ 36
- 利用できるサービス（介護予防事業） 36
- 地域包括支援センターとは？ 37

介護保険料

保険料の決め方と納め方 38

- 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料 38
- 40歳から64歳の人（第2号被保険者）の保険料 40

事業所一覧

41

介護保険はみんなで 支えあう制度です

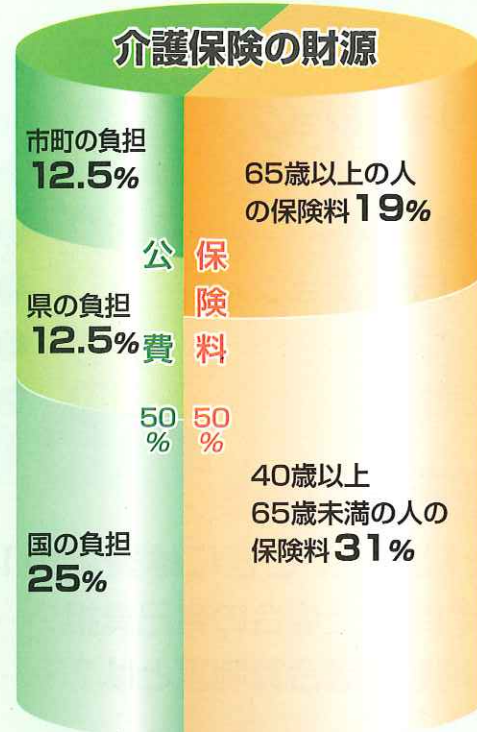
介護保険制度のしくみ

鳥栖地区広域市町村圏組合（保険者）

介護保険の運営は、
みなさんが住んでいる
鳥栖地区広域市町村圏
組合が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護（要支援）
認定を行います。
- サービスの確保・
整備をします。

※公費50%（市町、県、国）の内訳は事業等によって変わります。



保険料は年
きもしくは
り鳥栖地区
圏組合へ納

要介護（要支援）
認定の申請

社会保険診療 報酬支払基金

集めた保険料を
鳥栖地区広域市
町村圏組合へ交
付します。

金から天引
納付書によ
り広域市町村
圏組合へ納

要介護（要支援）
認定

医療保険者

国民健康保険や
健康保険組合など
第2号被保険者
の保険料を徴収
します。

保険料を納めます

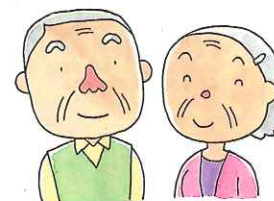
保険料を納めます

40歳以上みなさん（被保険者）

介護に関するサービス
を利用者が自由に選択し
総合的に利用できます。

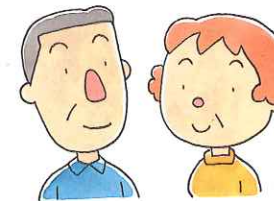
第1号被保険者

65歳以上の人



第2号被保険者

40歳以上65歳未満の人



- 保険料を納めます。
- サービスを利用する
ため、要介護（要支
援）認定の申請をし
ます。
- サービスを利用し、
利用料を支払います。

サービス

利用者に合った
提供していきま

- 指定を受けた
医療法人、民
組織などが提
- 在宅での介護サ
- 施設での介護サ

提供機関

介護サービスを
す。

- 社会福祉法人、
間企業、非営利
供します。
- サービスを提供します。
- サービスを提供します。

サービスの
提供

利用料（サービス費
用の1割）の支払い

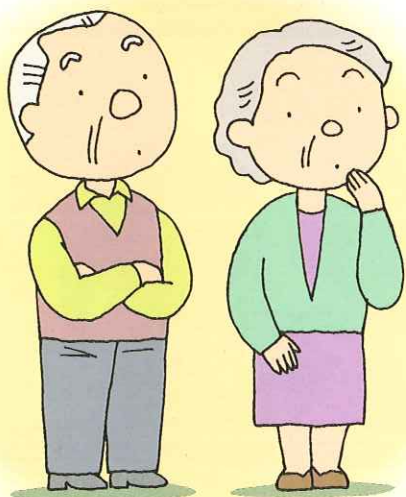


介護報酬の支払い
（国民健康保険団体連合会を
通じて行われています）

介護保険のサービスをご利用の際は、まず要介護（要支援）認定の申請から

1 要介護（要支援）認定の申請をします

サービスの利用を希望する人は、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をしてください。



2 認定結果が出るまでは下記の手順をふみます

訪問調査

心身の状況をしらべるために、本人と家族などへの聞き取り調査をします。



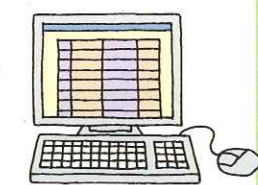
主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患等についての記載を受けます。



1次判定（コンピュータ判定）

調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。



2次判定（介護認定審査会）

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



3 認定結果をお知らせします

要支援 1

要支援 2

介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人など



要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など



非該当

介護保険の対象者にはならないが、生活機能が低下している虚弱高齢者など、将来的にその危険性が高い人など



4 介護保険などのサービスを利用します

介護予防サービス（予防給付）の利用

利用までの手続きは→12ページへ
利用できるサービスは→14ページへ



介護サービス（介護給付）の利用

利用までの手続きは→12ページへ
利用できるサービスは→14ページへ



介護予防事業（地域支援事業）の利用

利用までの手続きは→12ページへ
介護予防事業の内容の説明は→36ページへ



要介護（要支援）認定の申請

介護サービスを利用するためには、まず申請をしてください

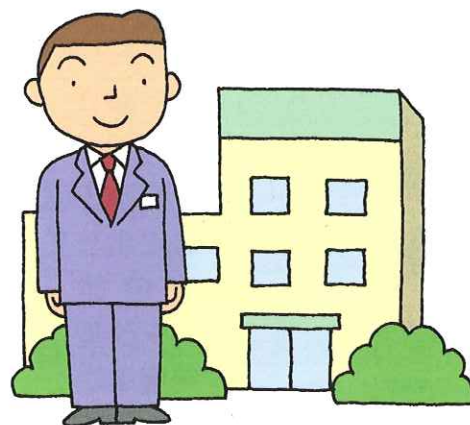


介護サービスを利用するためには「要介護（要支援）認定」の申請をすることが必要です。まずは、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口で申請の手続きをしてください。

本人または家族が申請するか、成年後見人、地域包括支援センター、または省令で定められた指定居宅介護支援事業者（注）や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護（要支援）認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）



（注）指定居宅介護支援事業者→くわしい説明は次ページにあります。

こんなときは？

申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して鳥栖地区広域市町村圏組合に届け出ると、1割の利用者負担でサービスを受けることができます。

介護サービスを利用できる人

1 第1号被保険者（65歳以上の人）

原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

2 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）

老化に伴う病気（下記特定疾病参照）が原因で、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

※ 特定疾病

● 筋萎縮性側索硬化症

● 後縦靱帯骨化症

● 骨折を伴う骨粗しょう症

● 多系統萎縮症

● 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）

● 脊髄小脳変性症

● 脊柱管狭窄症

● 早老症（ウェルナー症候群等）

● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

● 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）

● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）

● 閉塞性動脈硬化症

● がん末期（医師が一般に

認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

● 関節リウマチ

● 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）

● 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

● 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

● 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

● 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

● 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

指定居宅介護支援事業者とは？

都道府県の指定を受け、介護支援専門員がいる機関です。要介護認定の申請の代行や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整などを行っています。

介護予防ケアプランについては地域包括支援センター（37ページ）が作成します。

※代行申請ができる事業者は厚生労働省令で定められています。



訪問調査と審査

どのくらいの介護が必要か、調査と審査が行われます

鳥栖地区広域市町村圏組合の調査員が自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。

全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。

調査票の結果はコンピュータ処理され、主治医の意見書とともに、どのくらいの介護サービスが必要かの指標となる「要介護状態区分」が示されます。



このような調査項目があります

【基本調査の概要】

- 麻痺等の有無
- 関節の動く範囲の制限の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位保持
- 洗身

- じょくそう（床ずれ）等の有無
- えん下
- 食事摂取
- 飲水
- 排尿
- 排便
- 清潔
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 電話の利用
- 日常の意思決定
- 視力

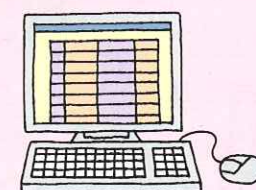
- 聴力
- 意思の伝達
- 介護者の指示への反応
- 記憶・理解
- 問題行動
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度
- 日中の生活
- 外出頻度
- 家族・居住環境、社会参加の状況などの変化

【概況調査】 【特記事項】

コンピュータ判定の結果と、特記事項、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会（二次判定）が審査し、どのくらいの介護が必要か（＝要介護状態区分）を判定します。

コンピュータ判定 （一次判定）

公平な判定を行うため、訪問調査の結果はコンピュータ処理されます。



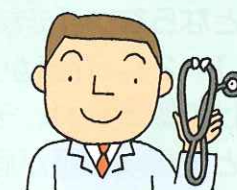
特記事項

認定調査票では盛り込めない事項などについて、訪問調査員が記入します。



主治医の意見書

鳥栖地区広域市町村圏組合の依頼により、心身の状況について医師が意見書を作成します。



介護認定審査会が判定 （二次判定）

非該当

要支援 1・2

要介護 1～5

介護認定審査会とは？

鳥栖地区広域市町村圏組合が任命する保健、医療、福祉の学識経験者から構成され、介護の必要性について、総合的な審査・判定を行います。



こんなときは？

認定結果に納得できないとき

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知を受け取った日から60日以内に、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に申し立てをすることができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

認定結果の通知

あなたに必要な介護の度合いが認定され、鳥栖地区広域市町村圏組合から通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづき、介護保険の対象とならない「非該当」、予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。



●認定結果通知書に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間など

●被保険者証に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期限、支給限度額（注）、介護認定審査会の意見など

（注）支給限度額→くわしい説明は32ページにあります。

■要介護状態区分

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

非該当

介護保険の介護予防サービス

（予防給付）

介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスです。

介護保険の
介護予防サービス
（予防給付）

利用までの手続きは→12ページへ
利用できるサービスは→14ページへ

介護保険の介護サービス

（介護給付）

住みなれたまちや家での自立した生活を支援するためにさまざまな介護を提供するサービスです。

介護保険の
介護サービス
（介護給付）

利用までの手続きは→12ページへ
利用できるサービスは→14ページへ

市町が行う介護予防事業

（地域支援事業）

介護保険の対象にはなりませんが、生活機能の低下している人や、将来的に介護が必要となるおそれが高い人を対象とするサービスです。

市町が行う
介護予防事業
（地域支援事業）

利用までの手続きは→12ページへ
介護予防事業の内容の説明は→36ページへ

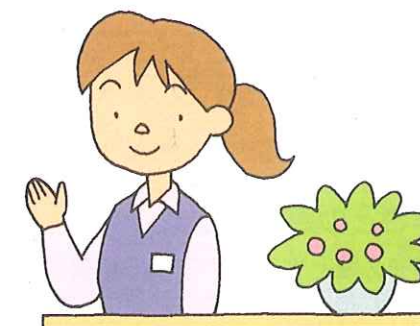
要介護（要支援）認定の更新手続きが必要です

初回認定の有効期間は、原則として申請日から6か月となります。

※月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+6か月となります。

引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口で更新の申請をしてください。更新を申請すると、あらためて、調査・審査、認定が行われます。

また、更新認定の有効期間は、原則として前回有効期間満了日の翌日から12か月となります。



■要介護（要支援）認定の有効期間と更新の時期 ※月の途中で申請した場合



こんなときは？

要介護認定の有効期間内に心身の状態が変化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に区分の変更を申請してください（手続きは初回と同じ）。

こんなときは？

要介護（要支援）認定が出たあとに引越しをしたとき

原則として、引越しをしても以前に住んでいた市区町村で受けた要介護状態区分にもとづいて介護サービスを利用できます。転出をする場合は、住んでいた市区町村の窓口で手続きをしてください。ただし、市区町村によっては利用できる介護サービスに差がある場合があります。

ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスとも、個人に合わせたケアプランに基づきサービスを利用します。介護サービスは居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、介護予防サービスは地域包括支援センターのケアマネジャーが中心となって介護予防ケアプランを作成します。

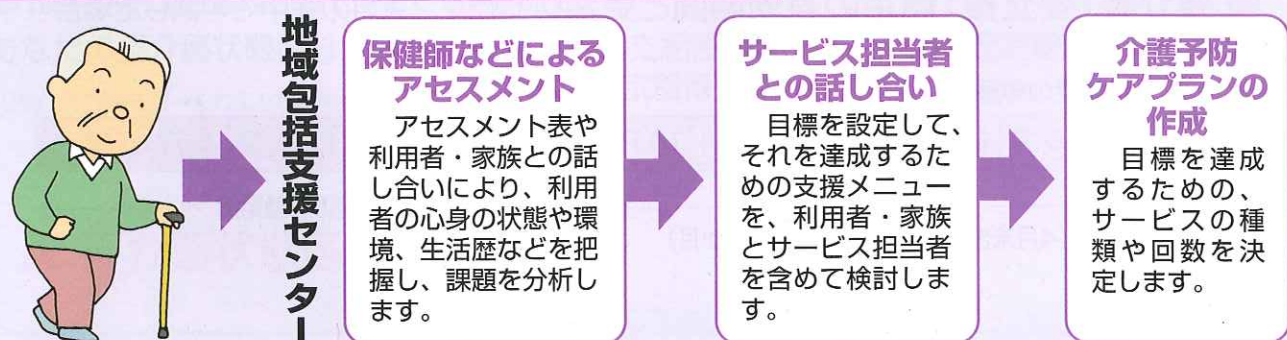
介護支援専門員（ケアマネジャー）とは？

ケアマネジャーは介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたって、次のような役割を担っています。ケアマネジャーの資格は5年ごとの更新制です。

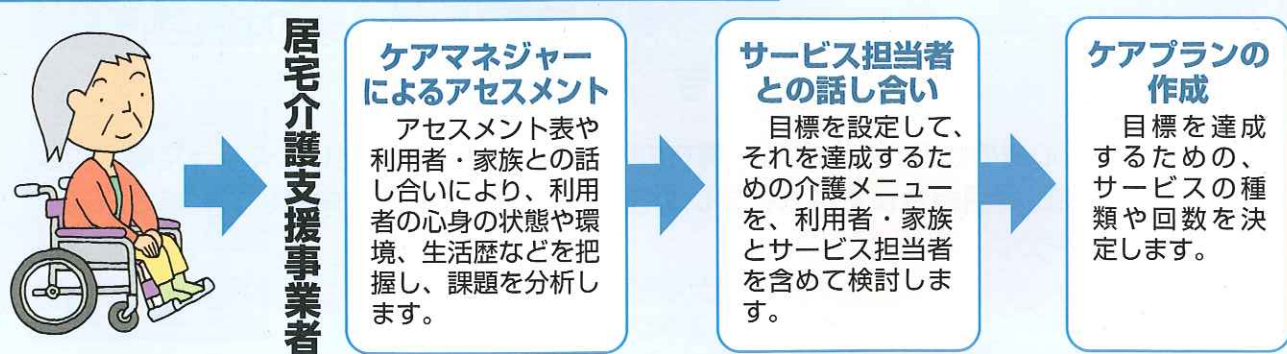
- 介護を必要とする人や家族の相談に応じたり、アドバイスをします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者への連絡や手配などをします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を選びます。



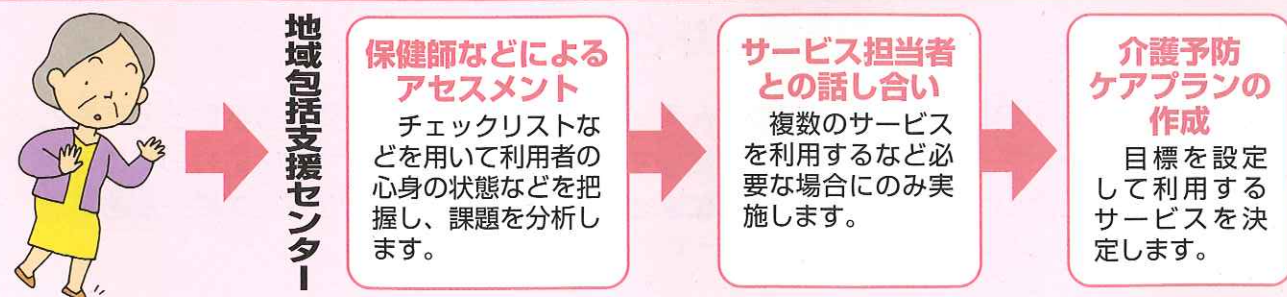
予防給付の対象者（要支援1・2）



介護給付の対象者（要介護1～5）



介護予防（地域支援事業）の対象者（非該当） 特定高齢者と判定された人



利用できるサービス

介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービスを利用

一定期間ごとに
効果を評価、
プランを見直す



訪問サービス

- 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

通所サービス

- 介護予防通所介護（デイサービス）
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

その他

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修費の支給
- 介護予防支援

地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を支えるためのサービスです。

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）^注

^注 要支援1の人は利用できません。

※上記以外にも「夜間対応型訪問介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」のサービスがありますが、鳥栖広域市町村圏組合の管内には現在のところありません。

介護サービス

介護サービスを利用

一定期間ごとに
要介護認定を
更新



居宅サービス

訪問サービス

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護

- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

通所サービス

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所サービス

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

その他

- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与
- 住宅改修費の支給
- 居宅介護支援

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を支えるためのサービスです。

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※上記以外にも「夜間対応型訪問介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」のサービスがありますが、鳥栖広域市町村圏組合の管内には現在のところありません。

介護予防事業（地域支援事業）

地域支援事業の 介護予防事業を利用

一定期間ごとに
効果を評価、
プランを見直す



通所型介護予防事業

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援 その他

訪問型介護予防事業

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- 認知症予防・支援
- うつ予防・支援 その他

※通所が困難な場合に限定的に実施



在宅サービス

行動範囲を広げ、家族の負担も軽くする

通所介護（デイサービス）



要支援 1・2 の人

介護予防通所介護

通所介護施設で食事や入浴といった日常生活上の支援などの共通的なサービスを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。



要介護 1～5 の人

通所介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（栄養マネジメント、口腔機能の向上など）を提供します。また、難病やがん末期などの要介護者が、在宅で医療ケアを受ける療養通所介護費のサービスも行います。

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供 ※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流 など

～サービス費用のめやす～

○介護予防通所介護

（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
1 か月につき (共通サービス) ※送迎、入浴を含む	要支援 1	22,260 円 (2,226 円)
	要支援 2	43,530 円 (4,353 円)
1 か月につき (選択的サービス)	運動器機能向上	2,250 円 (225 円)
	栄養改善	1,000 円 (100 円)
	口腔機能向上	1,000 円 (100 円)
	アクティビティ	810 円 (81 円)

●療養通所介護費（6 時間以上 8 時間未満）……15,000 円（1,500 円）

○通所介護

（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
通常規模の 事業所の場合 6 時間以上 8 時間未満 (※送迎を含む)	要介護 1	6,770 円 (677 円)
	要介護 2	7,890 円 (789 円)
	要介護 3	9,010 円 (901 円)
	要介護 4	10,130 円 (1,013 円)
	要介護 5	11,250 円 (1,125 円)

○費用のめやす（加算）

メニュー	費用のめやす	自己負担（1 割）
口腔機能向上	1,000 円／1 回	100 円／1 回
栄養マネジメント	1,000 円／1 日	100 円／1 日

人とふれあい、できることを増やしたい

通所リハビリテーション（デイケア）



要支援 1・2 の人

介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目的に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など）を提供します。



要介護 1～5 の人

通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（栄養マネジメント、口腔機能の向上など）を提供します。

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- 食事の提供や入浴の介助 ※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流 など

～サービス費用のめやす～

○介護予防通所リハビリテーション

（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
1 か月につき (共通サービス) ※送迎、入浴を含む	要支援 1	24,960 円 (2,496 円)
	要支援 2	48,800 円 (4,880 円)
1 か月につき (選択的サービス)	運動器機能向上	2,250 円 (225 円)
	栄養改善	1,000 円 (100 円)
	口腔機能向上	1,000 円 (100 円)

○通所リハビリテーション

（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
6 時間以上 8 時間未満 ※送迎を含む	要介護 1	6,880 円 (688 円)
	要介護 2	8,420 円 (842 円)
	要介護 3	9,950 円 (995 円)
	要介護 4	11,490 円 (1,149 円)
	要介護 5	13,030 円 (1,303 円)

○費用のめやす（加算）

メニュー	費用のめやす	自己負担（1 割）
口腔機能向上	1,000 円／1 回	100 円／1 回
栄養マネジメント	1,000 円／1 日	100 円／1 日





ひとりで抱え込まず専門家の手助けを

訪問介護（ホームヘルプ）



要支援 1・2 の人

介護予防訪問介護

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。



要介護 1～5 の人

訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（介護タクシー）も利用できます。



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問介護

（ ）内は利用者負担

	要介護度	内 容	サービス費用
1 か月につき	要支援 1・2	週 1 回程度の利用	12,340 円 (1,234 円)
		週 2 回程度の利用	24,680 円 (2,468 円)
	要支援 2	週 2 回程度を超える利用	40,100 円 (4,010 円)

※身体介護・生活援助の区分はありません。

※乗車・降車等介助は利用できません。

身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体^{せいしき}の清拭
- 通院の付添いなど



生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
- 主治医や保健師など関係機関との連絡など



※介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助および乗車前・降車後の移動の介助



※要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担となります。

○訪問介護

（ ）内は利用者負担

	内 容	サービス費用
身体介護	30 分未満	2,310 円 (231 円)
	30 分以上 1 時間未満	4,020 円 (402 円)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,840 円 (584 円)
生活援助	30 分以上 1 時間未満	2,080 円 (208 円)
	1 時間以上	2,910 円 (291 円)
通院時の乗車・降車等介助	1 回につき※要支援の人は利用できません。	1,000 円 (100 円)

※早朝、夜間、深夜などは別途費用が加算されます。



寝たきりでも自宅で入浴したい

訪問入浴介護



要支援 1・2 の人

介護予防
訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



要介護 1～5 の人

訪問入浴介護

介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

- 看護師などによる健康チェック
- 入浴、洗髪、清拭^{せいしき}の介助など



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問入浴介護 () 内は利用者負担

内 容	サービス費用
全身入浴	8,540 円 (854 円)

○訪問入浴介護

() 内は利用者負担

内 容	サービス費用
全身入浴	12,500 円 (1,250 円)

積極的なリハビリで "寝かせきり" にしない

訪問リハビリテーション



要支援 1・2 の人

介護予防訪問
リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

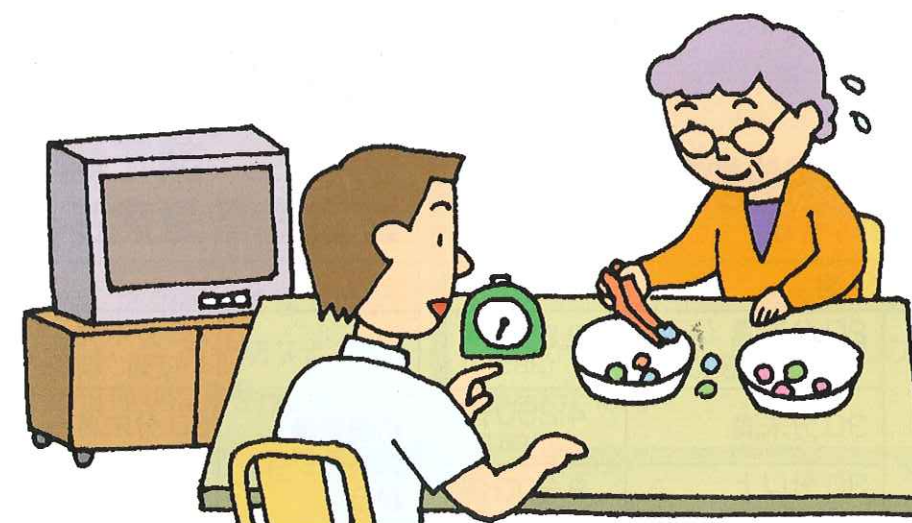


要介護 1～5 の人

訪問
リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法）
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）など



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問リハビリテーション

() 内は利用者負担

内 容	サービス費用
1 日につき	5,000 円 (500 円)

○訪問リハビリテーション

() 内は利用者負担

内 容	サービス費用
1 日につき	5,000 円 (500 円)



"看護師さん"のケアを家庭でも
訪問看護

要支援 1・2 の人

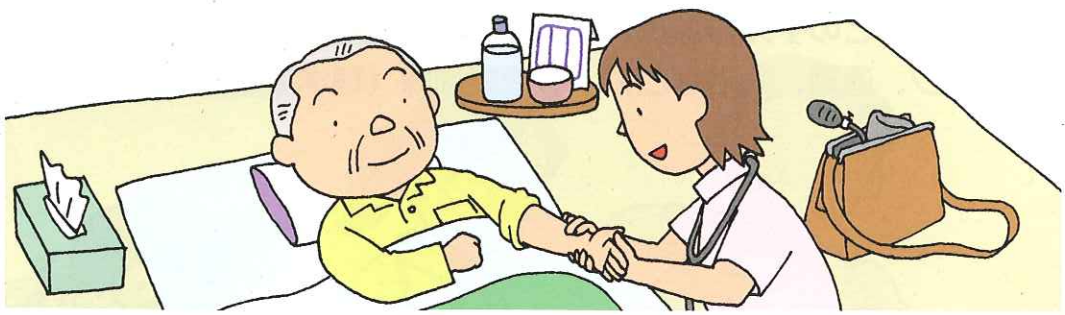
介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や、診療の補助を行います。

要介護 1～5 の人

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



～サービス費用のめやす～

○**介護予防訪問看護** () 内は利用者負担 ○**訪問看護** () 内は利用者負担

内 容		サービス費用
訪問看護 ステーション から	20 分未満 (早朝 や夜間、深夜のみ)	2,850 円 (285 円)
	30 分未満	4,250 円 (425 円)
	30 分以上 1 時間未満	8,300 円 (830 円)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,980 円 (1,198 円)
病院または 診療所から	20 分未満 (早朝 や夜間、深夜のみ)	2,300 円 (230 円)
	30 分未満	3,430 円 (343 円)
	30 分以上 1 時間未満	5,500 円 (550 円)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	8,450 円 (845 円)

内 容		サービス費用
訪問看護 ステーション から	20 分未満 (早朝 や夜間、深夜のみ)	2,850 円 (285 円)
	30 分未満	4,250 円 (425 円)
	30 分以上 1 時間未満	8,300 円 (830 円)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,980 円 (1,198 円)
病院または 診療所から	20 分未満 (早朝 や夜間、深夜のみ)	2,300 円 (230 円)
	30 分未満	3,430 円 (343 円)
	30 分以上 1 時間未満	5,500 円 (550 円)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	8,450 円 (845 円)

●経管栄養のチューブ
や尿の管、在宅酸素
療法に使う機器など
の管理や医療処置

●機能訓練

●ターミナルケア
(終末期医療)

主治医に相談できれば心強い

居宅療養管理指導

要支援 1・2 の人

**介護予防
居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士
などが居宅を訪問し、介護予防などを目
的とした療養上の管理や指導を行います。

要介護 1～5 の人

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士
などが居宅を訪問し、療養上の管理や指
導を行います。

～サービス費用のめやす～

○**介護予防居宅療養管理指導 / 居宅療養管理指導** () 内は利用者負担

内 容	利用限度回数	サービス費用
医師または歯科医師が行う場合	1 か月に 2 回	5,000 円 (500 円)
医療機関の薬剤師が行う場合	1 か月に 2 回	5,500 円 (550 円)
薬局の薬剤師が行う場合	1 か月に 4 回	5,000 円 (500 円) / 月の 1 回目 3,000 円 (300 円) / 月の 2 回目以降
管理栄養士が行う場合	1 か月に 2 回	5,300 円 (530 円)
歯科衛生士等が行う場合	1 か月に 4 回	3,500 円 (350 円)

サービスの種類



自立のための生活用具を取り入れよう

福祉用具貸与



要支援 1・2 の人

介護予防 福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。

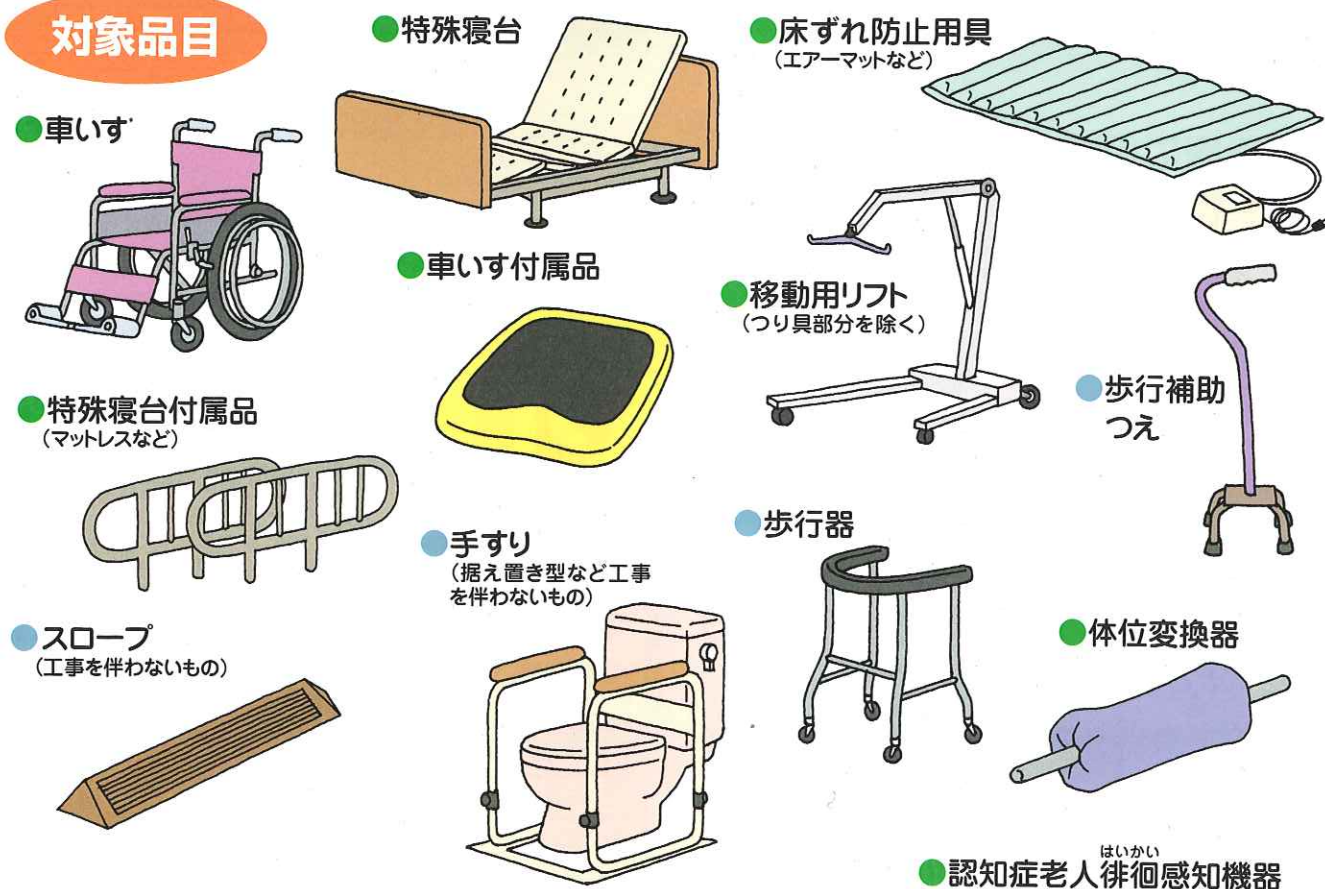


要介護 1～5 の人

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

対象品目



※要支援1・2および要介護1の方には、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。例外的に貸与を希望される方は、介護保険課または、ケアマネジャーなどにご相談ください。

～サービス費用のめやす～

○介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

内 容	サービス費用
福祉用具レンタル	対象品目によって異なります。

生活に役立つ用具を購入しよう

特定福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)



要支援 1・2 の人

特定介護予防 福祉用具販売

介護予防に役立つ入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。



要介護 1～5 の人

特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。

対象品目



事前申請が必要です！

1 福祉用具購入費支給の申請

<提出書類>

●福祉用具購入費事前申請書 ●購入する福祉用具のパフレット(写) ●見積書

2 購 入

3 福祉用具購入費の支給

<提出書類>

●福祉用具購入費請求書 ●領収書(原本) ●購入した福祉用具の写真

※指定福祉用具販売業者からの購入でない場合は、支給対象にはなりません。